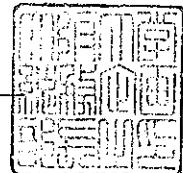




平成23年10月28日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 岡本真理殿

大阪大学総務企画部長  
中村信



平成23年10月20日付け文書について（回答）

標記文書にある資料提出要求に関連して、改めて、大学の考え方を以下にお示しさせていただきます。

構内規制・整備に対する大学の基本的な考え方は、「大阪大学構内交通規制実施規程」に規定しているとおり、大学全体に共通するものであり、これを箕面キャンパスにも適用することは、統合前の「大阪大学・大阪外国语大学統合推進協議会」において決定された事項でもあります。

地域手当等の諸手当と同様、このような福利厚生に関する事柄についても、大学としてその基準を統一するというのが大学の考え方であり、キャンパス間における教職員の異動が頻繁にみられるという現状に照らしても、そのように取り扱うことが妥当であり、かつ望ましいと大学は考えます。

これに対して、貴組合の要求は、上記の事柄についてもキャンパスごとにその取扱いを異にするべきであるとの考え方に基づくものと思われますが、このような考え方には大学として到底与することができません。

このような事情から、車両入構・駐車整理料等に係る収支についても、大学全体として収支の均衡を図るというのが大学の考え方であり、そうした考え方から大学全体としての収支はお示し致しましたが、大学にはキャンパスごとに収支の均衡を図るという考え方がそもそもありません。

以上、ご賢察の上、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上